

会 議 顛 末 書

会議名	令和 6 年度第 1 回恵庭市社会福祉審議会・障害者福祉専門部会
日 時	令和 6 年 7 月 8 日（月） 13：30～
場 所	恵庭市民会館 2 階 大会議室
出席者	<p>【委員】 船田部会長、笹嶋副部会長、金子委員、大葉委員、北林委員 高橋友春委員、佐山委員、望月委員、高橋正俊委員 9 名 (欠席委員) 鈴木委員、首藤委員 2 名</p> <p>【恵庭市】 伊東保健福祉部長、池田保健福祉部次長、足立保健センター長、 内山子ども未来部長、狩野子ども未来部次長、吉川子ども発達支援 センター長、高橋えにわっこ応援センター長、前野えにわっこ応援 センター主査、佐藤障がい福祉課長、水野障がい福祉課主査、藤田障 がい福祉課主査、松田 12 名</p> <p>【傍聴者】 1 名</p>
内 容	<p>1. 開会</p> <p>2. 部会長挨拶</p> <p>3. 委員・関係職員自己紹介</p> <p>4. 議事</p> <p>【報告事項】</p> <p>(1) えにわ障がい福祉プランの取組状況について</p> <p>① 恵庭市障がい福祉計画の取組状況（資料 1-1） （障がい福祉課より説明）</p> <p>以下、修正事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資料 9 ページ上段及び中段の右表「R4 進捗」→「R4 実績」に修正。 <p>② 恵庭市障がい児福祉計画の取組状況（資料 1-2） （えにわっこ応援センターより説明）</p> <p>以下、追加事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当日机上配布資料にて説明。「えにわ障がい福祉プラン」76 ページの挟み込 んでの差替を依頼。 <p>以下、質疑応答</p> <p>《委員》</p> <p>資料 9 ページの一般就労者の移行者の関係について、就労継続支援 A 型事 業所(以降、A 型事業所)の閉鎖により、市内には就労継続支援 B 型事業所(以 降、B 型事業所)のみとなっている。雇用形態や作業内容の違いがあるが、現 状と今後の見込みを市としてどう考えるか。</p> <p>《市》</p> <p>令和 5 年度のプラン策定時の見込量を記載しているところだが、実際は令 和 6 年 5 月に、A 型事業所 1 か所が B 型事業所に転換し 0 か所となっている。 また、それまで A 型事業所を使っていた方々の推移としては、近隣市の A 型</p>

事業所に移っている方、B型事業所やそれ以外の生活介護などに切り替えている方等ひとり一人について正確な数字は把握できていないが、少なくとも行くところがなくて困っているという声は伺っていない。

《部会長》

A型事業所が再び開設されるよう引き続き市での取り組みをお願いしたい。

《委員》

新聞報道のあったB型事業所の賃金未払い問題に関して、市で把握していることがあれば知りたい。

《市》

市では、10月14日付けの当該事業所代表取締役からのメールによって事業所閉鎖の情報を入手した。その後、代表取締役への架電やメールにより状況確認を行った他、指導監督者である石狩振興局との情報共有を図ってきた。また、同年12月1日には、通所していた障がい者2名から相談を受けていた相談支援事業所相談員より代表取締役と連絡が取れず、代表取締役に対して相談支援事業所へ連絡するよう伝えてほしいとの相談を受け、同日中に本市の職員が代表取締役の自宅を訪問するも接触できなかった。12月6日に職員が代表取締役の自宅を再度訪問し、不在であったことから、相談者への連絡を促す内容の手紙を投函した。

相談支援事業所の相談員からは、年内は先方の出方を待つというようなことで意向が示されていたがその後、特段動きがなかったため、本年1月19日に、通所をしていた障がい者5名、元従業員1名、相談支援事業所の相談員1名が障がい福祉課に来庁され、工賃未払いの相談に応じ、警察への被害届の提出等についてご提案をさせていただいた。

(2) 障がい福祉施策における重点事項について

①農福連携事業について（資料2-1）

②恵庭市手話言語条例による施策を推進するための具体的取組について（資料2-2）

③障がい者差別解消法及び障がい理解の普及事業について（資料2-3）
（障がい福祉課より説明）

《委員》

恵庭市手話言語条例に関する施策について、専任手話通訳者不在は聾者の方々にとって不安であると思われるが、①石狩管内専任手話通訳者連絡会議の情報はどのように把握されるのか。②昨年始まった「遠隔手話サービス」の事前登録者への対応状況。③電話リレーサービスの周知が不十分と思われるがいかがか。

《市》

①石狩管内専任手話通訳者連絡会議の内容は非常に専門的であるため、後日会議録にて情報を確認している。

②「遠隔手話サービス」は、コロナ禍での受診支援を想定したものであり、登録者数については後日の回答としたい。（1人）

③電話リレーサービスの周知は、恵庭市障がい者地域自立支援協議会の構成員やあらゆる機会をみつけて周知していきたい。

(3) 障がい者地域活動支援センター運営事業に係る事業者選定について
(資料 3-1)

(障がい福祉課より説明)

以下、修正事項

・資料 71 ページ 5. 業務者選定までのスケジュール(予定)について、「令和 6 年 7 月上旬 第 1 回運営事業者選考委員会」→「令和 6 年 7 月 1 9 日」に修正。8 月の 1 か月間で公募実施し、9 月下旬には審査結果の通知と公表の予定。

5. その他

市内牧場における障がい者虐待に関する本市に対する訴訟の経過について報告。

この件に関わる第 4 回口頭弁論が、本年 6 月 21 日金曜日に行われている。第 4 回口頭弁論は、原告代理人より提出された準備書面、求釈明申し立て書、調査嘱託申し立て書について裁判長からの確認があり、原告代理人による準備書面の要旨陳述など、今後の進め方やスケジュールの確認が行われた。代理人が求めている書面や本市の反論などについては、裁判所が指定する期日までに提出の予定。次回の第 5 回口頭弁論は、本年 9 月 4 日水曜日午後 3 時。今後も、事実と異なるとして争う点について、本市の考えを主張してまいりたい。

(障がい福祉課より説明)

以下、質疑応答

《委員》

4 月に制定された「恵庭市ケアラー支援条例」について、重要なものなので説明の機会があるとよい。

《市》

「えにわ障がい福祉プラン」28 ページ(6)障がい児者の家族支援体制の構築に、内容を盛り込んでおり、こちらは第 8 期計画からの追加事項となっている。

次回開催について

第 2 回目の開催は、障がい者地域活動支援センター運営事業者の選定結果の報告のみの審議内容であれば、10 月頃書面会議での実施の予定。

《部会長》

これにて本日の議事をすべて終了とする。

6. 閉会

以 上